

# 青森県報

第七百四十号

令和六年  
三月二十五日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 県立自然公園に関する公園事業の決定……………(自然保護課) ……一
- 臨時の職業訓練の施行……………(労政・能力開発課) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……五
- 漁船保険付保義務の発生……………(同) ……五
- 右 同……………(西北地域県民局) ……五
- 出先機関
- 青森県営農大学の短期研修……………(営農大学校) ……五
- 教育委員会
- 教科用図書採択地区に係る告示の一部改正……………(学校教育課) ……六
- 公安委員会
- 青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(交通規制課) ……七

## 告 示

### 青森県告示第百六十四号

青森県立自然公園条例(昭和三十六年十月青森県条例第五十八号)第十一条第一項の規定により浅虫夏泊県立自然公園に関する公園事業を決定したので、同条第二項の

規定によりその概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課及び平内町に備え置いて一般の閲覧に供する。

令和六年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 浅虫夏泊県立自然公園

公園事業の名称	位置
夏泊公園線道路(車道)事業	起点 東津軽郡平内町(茂浦・県立自然公園境界) 終点 東津軽郡平内町(福館・県立自然公園境界)

### 青森県告示第百六十五号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十九号)第二条の二第一項の規定により、令和六年度に開始する臨時の職業訓練を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

臨時の職業訓練を実施する校の名称	職業訓練の種類・課程	対象者	訓練科	訓練期間	定数	授業料
青森県立青森高等技術専門校	普通職業訓練課程・短期課程	公共職業安定所長が、講習又は推薦を受けた者を支援した	介護実務者研修科 パソコン基礎科 (育児等短時間)	六月 三月 四月	二〇人 二〇人 二〇人	×二回

青森県立  
弘前高等  
技術専門  
校

パソコン基礎科	介護実務者研修科	IT活用実務科	販売士養成実践科 (企業実習付き)	Webデザイン科	Webプログラミング科	ファイナンシャル ランナー養成科	宅地建物取引士養成 科	医療・調剤事務科	建築施工管理技術者 養成科	土木施工管理技術者 養成科	ビジネスコミュニ ケーション会計科	Webクリエイター 養成科	簿記・経理応用科	簿記・経理基礎科	パソコン応用科
三月	六月	二月	四月	六月	六月	五月	五月	五月	三月	三月	四月	三月	六月	三月	六月
×二〇 回人	×二〇 回人	×一五 回人	×一五 回人	×二〇 回人	×二〇 回人	×一五 回人	×一五 回人	×二〇 回人	×一五 回人	×一五 回人	×一五 回人	×一五 回人	×二〇 回人	×二〇 回人	×二〇 回人

青森県立  
八戸工  
学院

パソコン応用科	パソコン基礎科	介護実務者研修科	IT活用実務科	ファイナンシャル ランナー養成科	宅地建物取引士養成 科	(育児等短時間)	医療・調剤事務科	ビジネスコミュニ ケーション会計科	簿記・経理応用科	簿記・経理基礎科	Webクリエイター 養成科	パソコン応用科	
六月	三月	六月	二月	六月	六月	六月	五月	四月	六月	三月	四月	六月	
×一五 回人	×二〇 回人	×一五 回人	×二〇 回人	×二〇 回人	×二〇 回人	×一五 回人	×一五 回人	×一五 回人	×二〇 回人	×一五 回人	×二〇 回人	×一五 回人	×二〇 回人

青森県立 障害者職業 訓練校	青森県立 八戸工業 学院	青森県立 技術専門 校	青森県立 むつ高等 技術専門 校											
障害者の進用促進に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二十三条第一号に規定する障害者であつて、公共職業安定所（労働者派遣事業の許可を得た事業者）の推薦を受け、又は指示を受けた者を支援する者														
実践能力習得訓練 コース	実践能力習得訓練 コース	知識技能習得訓練 コース	特別支援学校早期訓練 コース	実践能力習得訓練 コース	知識技能習得訓練 コース	簿記・経理基礎科	パソコン基礎科	建設車両科	電気工事士養成科	メデイカルクラーク 養成科	簿記・経理応用科		簿記・経理基礎科	
二から一月	二から一月	二から一月	一月	二から一月	二から一月	三月	三月	三月	四月	三月	六月		三月	
一回× 五	一回× 六	一回× 八	一回× 二	一回× 五	一回× 八	一回× 一五	一回× 一五	一回× 一五	一回× 一五	一回× 一五	一回× 一五	一回× 二〇	一回× 一五	一回× 二〇

青森県立 技術専門 校												青森県立 技術専門 校											
障害者の進用促進に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二十三条第一号に規定する障害者であつて、公共職業安定所（労働者派遣事業の許可を得た事業者）の推薦を受け、又は指示を受けた者を支援する者																							
造園科	木造建築科	木造建築科	木造建築科	電気工事科	電気工事科	土木施工科	土木施工科	土木施工科	土木施工科	電気工事科	電気工事科	電気工事科	在職者訓練コース										
時二間	時五間	時五間	時二間	時八間	時八間	時二間	時二間	時八間	時八間	時二間	時二間	時二間	時四〇間										
一回× 一〇	一回× 二〇	一回× 一五	一回× 一〇	一回× 一五	一回× 二〇	一回× 一〇	一回× 一〇	一回× 二〇	一回× 二〇	一回× 二〇	一回× 二〇	一回× 二五	一回× 六										
千円	千三百円	千三百円	千円	千六百円	千六百円	千円	千円	千六百円	千六百円	千円	千円	千二百円											





令和六年三月二十五日

青森県営農大学校長 蝦名 照 仁

一 研修の種類、期間、受講者の定員等

1 農業機械利用技能者育成研修

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
農業安全 研修(一般 農業者コ ース)	令和六年七月二十 二日から同月二十 六日まで	各九人	一般の農業者及び 農業関係者	大型特殊自動 車運転免許又 はけん引免許 (いれずれも農 耕作業用の受 験車限定)の受
農業安全 研修(新規 就農者コ ース)	令和六年九月二日 から同月六日まで	各九人	新規就農者(就農 から概ね五年以 内)及び社会人の 就農希望者(受講 後二年以内に就 農を予定)	
農業機械整 備研修	令和六年十一月五 日から同月十五日 まで	二十人	農業者及び農業関 係者	トラクタ等の 点検整備及び 修理

2 あおもり農力向上シャトル研修

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
特別研修	市町村長又は農業 関係団体等の長と 協議の上、その都 度実施する。	若干名	市町村長又は農業 関係団体等の長と 協議の上、その都 度決定	研修品目は、 原則として野 菜(施設・露 地)とする。
シャトル コース	令和六年五月から 令和七年二月まで	概ね五人	新たに農家等で研 修を行う就農希望 者で、研修終了 後、本県での独 立・自営就農又は 農業法人等への雇 用就農が確実に見 込まれる者であ る。かつ就農予 定の年齢が五十歳 未満の者	
リカレント コース		概ね十五 人	既に農家等で研修 中の就農後概ね五 年以内の新規就農 者及び農業者、雇 用就農者	

二 所要経費

次の経費は、受講者の負担とする。

1 農業安全研修

一般の農業者及び農業関係者は、研修に使用する燃料等の実費相当額 三千円  
新規就農者及び社会人の就農希望者は、受講料を免除

2 あおもり農力向上シャトル研修

テキスト代、免許・資格取得等に係る経費

教育委員会

青森県教育委員会告示第二号

昭和四十七年十一月十四日青森県教育委員会告示第五号(教科用図書採択地区)の

一部を次のように改正する。

令和六年三月二十五日

青森県教育委員会

「第十二条の規定に基づき、教科用図書採択地区（昭和三十九年四月青森県教育委員会告示第八号）の全部を次のように改正し、小学校教科用図書の採択については昭和四十八年四月一日から、中学校教科用図書の採択については昭和四十九年四月一日から施行する」を「第十二条第三項の規定により、教科用図書採択地区を次のとおり告示する」に改める。

### 公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十五日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

#### 青森県公安委員会規則第五号

##### 青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（許可を要する道路使用行為）</p> <p>第二十三条 法第七十七条第一項第四号の規定による警察署長の許可を受けなければならない行為は、次の各号に掲げるものとする。ただし、公</p>	<p>（許可を要する道路使用行為）</p> <p>第二十三条 「同上」</p>

職選挙法の規定により行うことができるものを除く。

〔一〕五 略

六 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの实証実験又は自働運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

〔七〕九 略

〔一〕五 同上

六 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの实証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を行わせる実証実験をすること。

〔七〕九 同上

備考 表中の「」は注記である。

#### 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭